

実務対応報告公開草案第 58 号

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(案)」に対するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

★質問 1:

全面的に同意する。実務を考慮すると、特別な規定は止むを得ないと思われる。

★質問 2:

以前から指摘していることだが、JGAAP については「持分法」に関する制度の整備の充実が不可欠であると思われる。次のケースを考える。

P 社：親会社

A 社：子会社であり、かつ、P 社の 100%子会社

B 社：外国である X 国に存在する、A 社の持分法適用会社であるとする。

ここで、現時点においても、「配当金が利益処分でなく、一般管理費となる会計基準の国・地域」が存在するが、X 国もその例であるとする。また、X 国には我が国のような配当規制が未整備であるとする。

ここで、B 社が多額の配当を行った結果、大幅な赤字になったとする。その場合、A 社においては多額の「持分法投資損失」が発生する。その結果、P 社グループの「連結納税」または「グループ通算制度」の課税対象が大幅に減額されることも理論的にはあり得ると考えられる。仮に、これが悪用された場合には、連結納税制度からグループ納税制度への制度改正の趣旨が没却されることになりかねないと危惧される。

持分法投資損失の計算式から、「費用となった配当金」については、計算の対象から除外するように企業会計基準第 22 号等を改正するべきであると考ええる。

なお、「グループ通算制度」については、イメージが分かりにくいとの声が多いので、何らかの図解付きの設例が必要であると思います。参考までに、図解の例を添付いたします。

(以上)

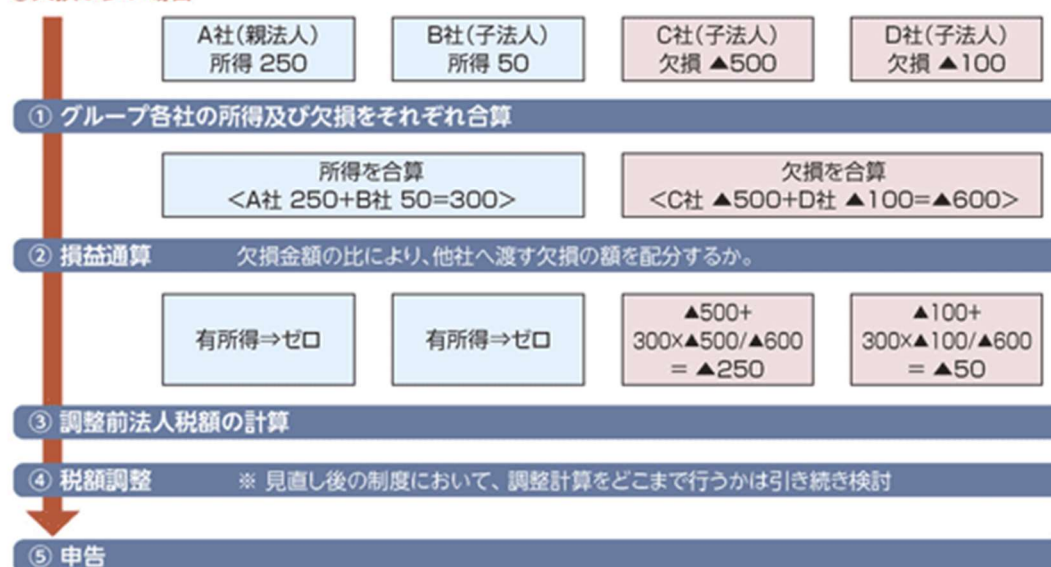
(参考一図解の例)

【図1】 グループ通算制度における損益通算のイメージ

① 所得が多い場合



② 欠損が多い場合



(出典：財務省資料)